

平成 29 年第 4 回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	平成 29 年第 4 回	平成 28 年第 4 回
1 条 例	6	11
(1) 制 定	0	2
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	6	9
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	3	6
(1) 一 般 会 計	1	1
(2) 特 別 会 計	1	4
(3) 企 業 会 計	1	1
3 その他の議案等	1	3
計	10	20

2 専決処分

区 分	件 数	
	平成 29 年第 4 回	平成 28 年第 4 回
1 承 認	1	0
(1) 条 例	0	0
(2) 予 算	1	0
2 報 告	4	2
計	5	2

平成29年第4回東浦町議会定例会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第1 同 意

人権擁護委員の推薦について(同意第21号)

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

氏 名 ^{かん}菅 ^の野 ^{じゅん}純 ^こ子 (再任)

住 所 * * * * *

生年月日 * * * * *

第2 報 告 (専決処分)

1 損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

(1) 公用車運転時の過失による物損事故 (報告第9号)

概 要	町の損害賠償額
平成29年10月4日(水)午前11時50分頃、藤江字荒子にあるマンションの駐車場において、助産師が公用車を後進させたところ、当該駐車場に駐車してあった相手方の車両の右前輪部と接触し、当該車両のホイール等が破損した。	203,600円 (過失割合100%)

(2) 公用車運転時の過失による物損事故 (報告第10号)

概 要	町の損害賠償額
平成29年8月30日(水)午後2時10分頃、職員が町道緒川相生線を公用車で東から西へ走行していたところ、緒川小南交差点で赤信号にて停車中の相手方の車両に、後方から追突し、当該車両のバックドア等が破損した。	404,980円 (過失割合100%)

(3) 草刈作業時の過失による物損事故 (報告第11号)

概 要	町の損害賠償額
平成29年9月25日(月)午前11時頃、東浦町体育館西駐車場において、職員が肩掛式草刈機により草を刈っていた際、当該駐車場に駐車してあった相手方の車両に当該草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両の運転席右側の窓ガラスが破損した。	32,400円 (過失割合100%)

2 工事請負契約の変更について (卯ノ里小学校管理教室棟屋根改修工事) (報告第12号)

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

工事名	卯ノ里小学校管理教室棟屋根改修工事
契約金額	変更前 56,700,000円 変更後 61,102,080円 (4,402,080円の増額)
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1 東浦土建株式会社 代表取締役 長坂 勝之
変更理由	既設防水材の撤去面積の増加等が必要となったため、工事請負契約の変更をするもの

第3 議 案：条例（一部改正）

1 東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（議案第30号）

非常勤職員がその養育する子について2歳に達する日まで育児休業を延長できる場合を定める等

施行日：公布の日

子が1歳6か月到達日以後も育児休業をすることが、継続的な勤務のために必要と認められる場合に最長で6か月延長できることとする。

2 東浦町個人情報保護条例の一部改正について（議案第31号）

個人情報の定義を明確化する等

施行日：公布の日

(1) 指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が含まれる情報が個人情報であることを明確化する。

(2) 人種、信条、病歴等を要配慮個人情報として定義し、個人情報取扱事務の届出にその有無を記載することとする。

3 東浦町税条例の一部改正について（議案第32号）

地方税法の一部改正（公布：平成29年3月31日 施行：平成29年4月1日等）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：公布の日等

固定資産税の課税標準を軽減する特例として、課税標準に乗じる割合を次のとおり定める。

対象	割合
緑地保全・緑化推進法人が認定市民緑地設置管理計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地	2 / 3

4 東浦町都市計画税条例の一部改正について（議案第33号）

地方税法の一部改正（公布：平成29年3月31日 施行：平成29年4月1日等）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：公布の日

都市計画税の課税標準を軽減する特例として、課税標準に乗じる割合を次のとおり定める。

対象	割合
緑地保全・緑化推進法人が認定市民緑地設置管理計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地	2 / 3

5 東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正について（議案第34号）

所得税法の一部改正（公布：平成29年3月31日 施行：平成30年1月1日等）に伴い、所要の規定を整理する。

施行日：平成30年1月1日

6 東浦町営住宅条例の一部改正について（議案第 35 号）

公営住宅法の一部改正（公布：平成 29 年 4 月 26 日 施行：平成 29 年 7 月 26 日）等に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：公布の日

入居者が認知症等、収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、関係人に報告を求める方法等により把握した当該入居者の収入の額に基づき毎月の家賃を定めることができることとする。